

動画コンテスト応募にあたっての留意事項

①応募は、本特設サイトのオンラインフォームからのみ受け付けます。応募に伴う機材・通信等の費用は、すべて応募者のご負担となります。

②応募作品は応募者自身が制作したオリジナルのものに限ります。過去に制作した作品でもご応募いただけますが、過去に他のコンテストにおいて入選や受賞した作品や、現在他のコンテストにも応募中の作品、他に応募予定のある作品は応募をご遠慮ください。またご自身の SNS で公開済みのものもご遠慮ください。

③応募作品は、当該動画の著作権者（撮影者や作成者等）が、東京都（東京都が許諾した第三者を含みます。以下同じ）による利用を許諾したものに限り、また動画に応募者以外の方が映っている場合（撮影場所の管理者を含み、以降も同様とします）、必ず応募前にその全員から、本応募要項の内容への同意と、東京都による利用の許諾を得てください。

④応募作品に使われる楽曲については、信頼できるフリー音源サイトの楽曲をご利用ください。一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）・株式会社 NexTone など著作権管理団体が管理する楽曲や、一般社団法人日本レコード協会（RIAJ）等に原盤権使用料が別途発生する楽曲は審査の対象外とします。

⑤入選作品の作者は入選にともない、自身が有する当該入選作品の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条を含みます）を東京都に無償で譲渡するものとします。著作権の譲渡にともない、作者は入選作品について、ブログへのアップ、SNS への投稿、他コンテストへの応募等、自身で利用することができなくなりますのでご注意ください。また、入選作品の作者は、東京都に対して著作者人格権を行使しないものとします。

⑥応募者は、東京都が本事業の広報および普及啓発の一環として管理・運営するウェブサイト、動画投稿サイト、CM 等に入選作品の一部または全部を事前の確認なく加工、翻案、翻訳の上で無償で掲載・配信・利用することに合意の上応募してください。さらに応募者は東京都に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

⑦選定対象となる応募作品は、実在する企業や人物、キャラクター、歌詞、楽曲、テキストなど第三者の著作権、著作隣接権、著作者人格権、商標権、プライバシーの権利、名誉、個人情報その他の権利を侵害せず、かつ法令および公序良俗に違反していない作品に限ります。これら第三者に権利があるものを使う場合には、応募のために必要な権利処理および東京都が応募作品を利用するために必要な許諾を、応募者の責任と費用において当該第三者から得てください。

⑧応募作品に著作権、肖像権等第三者の権利侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、東京都ならびに事務局では対応しません。

⑨以下の場合、当該応募者への通知・承諾および理由の説明を要することなく、応募作品の応募・受賞を取消すことや、当該応募者による応募作品の全部または一部について、掲載等せず、掲載等した後のものについては直ちに削除等の措置を実施することがあります。

- ・ 応募に当たり、虚偽の申告を行った場合
- ・ 著作物など、他人が権利を有するものを利用した場合、または第三者から権利侵害や損害賠償などの苦情や異議申し立てがあった場合
- ・ 第 14 項に定める禁止事項をはじめとした本応募要項に定める事項に違反した場合
- ・ その他東京都が不適切と判断する行為（法令への抵触および公序良俗違反を含みます）があった場合

⑩選定結果・選定内容・選定理由に関するお問い合わせにはお答えできません。

⑪東京都の判断により予告なく本コンテストおよび応募作品の利用を変更・中止する場合があります。

⑫応募作品の選定または掲載等にあたって、主催者等から応募者にメールまたは電話で連絡をとる場合があります。連絡が取れない場合には選定対象外とさせて頂くことがありますので、ご注意ください。応募者は、主催者等との間で行われた本コンテストについての一切のやりとり（連絡、問い合わせ、掲載日の連絡などを含みますが、これに限りません）の全部または一部を、事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩等（紙・ウェブ媒体、SNS、電話・メール等の連絡ツールによる開示や、スクリーンショットによる転載等を含みますが、これらに限らず、あらゆる方法によるものが含まれます）することはできません。応募者は、漏洩等がないよう、やりとりについて厳重に管理するものとします。

⑬東京都は、応募者の応募作品を採用すること（受賞や応募作品の利用）を約束するものではなく、採用する応募作品、使用方法・時期・媒体などについては、東京都の判断で決定するものとします。これらに関するお問い合わせにはお答えできかねますので、ご了承ください。

⑭本コンテストに応募できなかったこと、または本コンテストへの応募により生じた損害について、主催者等は一切の責任を負いません。ただし、損害の発生が主催者等の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

⑮本応募要項の成立、効力、解釈、履行、適用に関わる準拠法は日本法とし、本コンテストに関連して、応募者と主催者等との間で紛争が生じた場合には、双方誠意を持って協議のうえ解決するものとします。万一、応募者と主催者等との間で生じた紛争が協議によっても解決しないまたは解決する見込みがない場合、本コンテストに関する一切の裁判手続に関しては、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。